

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。本年においても、大阪府北部地震、7月豪雨、北海道胆振東部地震、相次ぐ台風の上陸等、様々な災害が頻発しており、住民生活に深刻な影響を及ぼしているほか、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

現在、被災した自治体においては災害復旧・復興に向けた取組を進めているほか、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生も懸念されていることから、これらの災害による被害を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっている。

また、東日本大震災では東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故が発生したところであるが、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを踏まえ、国は、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援、並びに原子力安全・防災対策の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

近年頻発する自然災害にかんがみ、防災・減災及び迅速な復旧・復興に資する国土強靱化に集中的に取り組むとともに、更に充実強化すること。

2. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 発生が懸念されている地震・津波に関する被害想定調査を早急を実施するとともに、地域防災計画の見直し、都道府県単位での広域防災拠点施設の整備、市町村単位での防災拠点施設の整備及びハザードマップの整備等、

防災対策の推進について十分な支援措置を講じること。

- (3) 津波対策等として、防潮堤等を早期に整備するとともに、既存の堤防等の耐震化等について財政措置を講じること。また、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和、土地収用等の課税の特例の対象拡大など地域の実情に応じた法令整備を図ること。
- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の津波避難対策特別強化地域における防災対策推進に係る事業の所要財源を確保すること。
- (5) 児童・生徒の安全安心な就学環境を整えるため、すべての危険個所の点検・補強補修工事等に必要となる費用について、必要な財政措置を講じること。

また、地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀については、児童・生徒の命を守るため、その撤去や改修を早急に推進する必要がある。このため、新たな補助制度の創設を含め、十分な財政措置を講じること。

- (6) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

3. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

- (1) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進について十分な支援措置を講じること。
- (2) 全国の河川関係施設や土砂災害防止施設、ため池などの総点検を早期に実施するとともに、施設の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。また、地方管理河川における維持管理について支援措置を拡充すること。
- (3) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。また、排水機場の増強、排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。
- (4) 平成30年7月豪雨では、8ダムにおいて異常洪水時防災操作を実施したが、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る豪雨の発生が懸念されることから、効果的なダムの防災操作について十分な検討を行うとともに、そうした事態に備え、流下能力向上やダムの容量拡大などの再度災害防止対策を緊急に実施すること。

また、発災時において、ダムの操作に関わるより有効な情報提供や住民

周知のあり方について、国、都道府県、電力会社等のダム管理者と流域の都市自治体が、平常時から相互理解と連携を深めるネットワークを構築すること。

- (5) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な屋根の雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

4. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (2) 公共施設や都市基盤施設、民間住宅等の耐震化事業及び民間事業者による避難施設整備等、防災・減災に係る諸事業を推進するために、財政措置を拡充すること。
- (3) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線等の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。
- (4) 発令される避難情報が、住民にいち早く伝達され、避難行動につながっていくように、提供情報の充実、情報伝達手段の更なる多様化、避難体制の強化等についての支援に力を入れること。
- (5) 消防団員の安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。
- (6) 自然災害に伴う大規模停電の再発防止に向け、これまでの一連の事象を徹底検証したうえで、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、早期に電力供給の強靱化を図ること。

5. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

- (2) 大規模災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は地方との連携強化に努めること。
- (3) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和すること。
また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
- (5) 被災地方公共団体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を重点的かつ継続的に講じることなどにより、被災地の一日も早い復旧・復興のための支援の充実強化を図ること。

6. 原子力安全・防災対策の充実強化について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。
また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。
- (2) 関係地方自治体が策定する地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。また、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

平成 30 年 11 月 15 日

全 国 市 長 会